

むすび新聞



「ハンセン病国家賠償訴訟」判決確定までの道のり

フレンズ国際労働キャンプ(FIWC)は、1963年から始まった「交流(むすび)の家」建設運動以来、ハンセン病の療養所の人たちと交流を持ってきました。今回の「ハンセン病国家賠償訴訟」について組織的な参画はしてきませんでした。その動きには注目してききました。特に原告の全面勝利ともいえる熊本地裁判決が下ったあと、政府・国側が控訴する方針という報道や、控訴決定という国側の非公式な発言が連続して流され、「ハンセン病違憲国賠訴訟全国原告団協議会」が東京で、控訴阻止のため行動を起こすという発表を聞き、その運動に立ち会ってきました。

国家権力のちまた中、首相官邸前に身をさらす曾我野一美原告団代表の姿に無条件

ハンセン病国賠訴訟とは

国が「らい予防法(96年廃止)」によって患者を国立ハンセン病療養所へ強制隔離した政策は基本的な人権の侵害であり、元患者・療養所入所者は被害を被ったとして、国の過失を求め損害賠償を請求する裁判。3つの裁判所へ同様の提訴が行なわれた。熊本地裁へ提訴された裁判に判決が下り、5月26日原告勝訴が確定した。提訴は以下の順、

98年7月 熊本、鹿児島療養所入所者13人が熊本地裁に提訴
99年3月 東京地裁に21人が提訴
99年9月 岡山地裁に11人が提訴
01年1月 熊本地裁で4次提訴までの127人分が結審

に打たれました。まさに命を懸けたという決意と気迫がそこに大きく響いていました。これを伝えたいわけにはいかないと考えました。

むすび新聞・号外として、一連の経過や関係者の談話、FIWCのメンバーからのコメント等をまとめて掲載します。特に、控訴阻止闘争として極めて緊張した局面で少しも怯むことなく、首相との会見から、控訴断念」を勝ち取った原告団の闘いぶりを知っていただきたく、発行します。

FIWCが何度もワークキャンプを行った際、曾我野さんに大変お世話になりました。

この号外はFIWC関西委員会メンバーの南井弘次と茂木亮が東京在住で、5月21日以降の「控訴阻止闘争」に立ち会ったこともあり、両名が編集しました。

01年4月 ハンセン病問題の最終解決を目指す超党派国会議員の懇談会が発足
01年5月 熊本地裁で全国初の判決。原告勝訴

この裁判の「らい予防法人権侵害謝罪・国家賠償請求訴訟」の請求の内容は、
・新聞紙上への謝罪文の掲載。
・テレビ・ラジオの政府広報番組で謝罪文を読み上げること。

・原告1人につき1億1500万円の損害賠償金を支払うこと。
つまり国家の違法行為・過失を明確にし、患者・元患者の名誉回復と損害賠償を求めることを目的とした訴訟である。

また去る4月8日には、全国ハンセン病療養所入所者協議会(全療協)の全国支部長会議において、国賠訴訟への支持が全会一致で決議された。

原告団メンバーへのインタビュー

5月21日
文・写真/茂木亮

控訴阻止運動 政府は控訴断念を！

5月21日、全国からハンセン病訴訟の原告団や弁護団、支援者らが集まり、厚生労働省前や首相官邸前で、政府の控訴断念を迫り、首相との面会を求めた。

15:30、弁護団や支援者を含め、500人余りの人々が首相官邸の閉ざされた門の前で「門を開けろ！」「この門は隔離の門か！」「声をあげた。1時間強、座り込みを続け、16:15、門前で飯島秘書官が対応し、「集団でおしかけられても困る。首相は忙しいので会えない」と言い、原告らは門前払いとなった。

森元美代治さん（63）

熊本本の判決は予想を超えた、誰も想像しないものでした。

杉山裁判長の声は天の声ではないかと思つたくらい。本当に全面勝訴と言つてもいい。それほど判決だったんです。行政と立法の過ちをこんなにはうきりと認めた判決は、弁護団の人も記憶にない、かつてないものだと言っていました。厚生行政の過ちに関してはたつた一行、たつたひとりで結論づけていて、つまりこれは全く話にならないと言っているようなもの！

最初から言っていますけれど、この裁判は金額の問題ではない。もともと損害賠償と言うよりも人権侵害に対する共通被害としての慰謝料なんです。患者一人一人の損害賠償をちゃんと考えたら、とてもとてもこんな金額じゃないですよ。我々は涙をのんでこういう形になっているんです。



支援者との話しに笑顔で答える森元美代治さん

最初にこの裁判を始めた時は、患者の中でも原告になったやつは1億円ももらいたいからやっているんだ。その金で社会復帰しようとしているんだ。なんて言われてました。今はそうじゃないんだ、つてみんなわかっています。

この判決で療養所内の雰囲気はいっぱんに、まるつきり変わりましたよね。



5月21日、首相官邸での面会要求。

それで、「よし俺たちもやるつ！」と言ふことで、昨日、今日といつべんに原告が増えて、今ではおよそ2人に1人が原告になったのは、この判決がいかに素晴らしいものか、勇気を与えられたか、と言うことです。今まで言いたくても言えなかったんだから。

本当のこと言つと、こんなに皆さんが支援してくれて、マスコミも世論も我々のことを知って応援してくれて、それだけでも良いと思つていたんです。もし負けても後悔はないと。

この運動の中でたくさんさんの支援してくれる人たちの人間としてのつながり、友情、そういつたかけがえのないものを我々は得たんです。1953年の運動の時は、誰にも知られず、注目もされず、患者だけ丸裸で闘っていたんですから。

そこへ今回の判決だもんだから、今は毎日毎日うれしくてしょうがないんです。失われた青春を取り戻そうと、70・80のじいちゃんばあちゃんもはりきりますよ。

ハンセン病・訴訟関連年表

- 1873年 ハンセン（ノルウェー）がらい菌を発見
- 1907年 法律（癩）（予防）関係スル件」制定
- 1909年 熊本県などに公立療養所開設
- 1931年 癩予防法（旧法）制定。隔離対象が全患者に拡大
- 1947年 憲法施行。新薬プロミンによる治験開始
- 1953年 患者らの法改正要求に反し、らい予防法（新法）制定
- 1960年 世界保健機関が外来治療の方向性を勧告
- 1981年 世界保健機関が多剤併用療法を提唱
- 1995年 4月22日 日本らい学会（現・日本ハンセン病学会）が法廃止に関する決議
- 1996年 4月1日 らい予防法廃止
- 1998年 7月31日 熊本地裁に13人が提訴
- 1999年 3月26日 東京地裁に21人が提訴
- 8月27日 元厚生省医務局長が熊本地裁で、「らい予防法は誤りだ」と証言
- 9月12日 岡山地裁に11人が提訴
- 2001年 1月12日 西日本訴訟第1陣の結審
- 4月5日 超党派の国会議員が原告を支援する懇談会を発足
- 同月14日 3地裁の原告が統一原告団を結成
- 5月11日 西日本訴訟第1陣が全面勝訴

控訴阻止運動の経過

5月11日（金）午前、熊本地裁で、ハンセン病国家賠償訴訟の判決言い渡し。杉山正士裁判長（異動のため代読）は、らい予防法の隔離規定について、昭和三十五年には違憲性が明白だったとして国の責任を認め、同時に国会の不作為をも違法として、原告百二十七人全員に一人当たり千四百万円、八百万円、総額約十八

できることなら、納骨堂に眠る23000の人たちにも、この気分を少しでも味あわせてあげたかったなあ。

それほど素晴らしい判決だからこそ、我々はこの判決を確定させ、控訴しない事を本当に望んでいるんです。

宇佐美治さん (74)

熊本の判決は、画期的なものだった。今、こういふことになって、最後までみんなと一緒に頑張っていく気持ちを新たにしました。

今日は、ありがとう！

山下道輔さん (71)

(判決後の運動をみて)こういふことは今からも続いていくと思うんだよね。九州からも岡山からも、支援の人多いっばい来てくれるんだけど、一過性のものじゃなく、これからも、もっともっと全国的な規模で運動をやって行かなくちゃいけないんだと思う。

この前の判決で、僕はこれまで苦汁を飲まされてきたいろんな事が一気に晴れたような気がしたけど、今またこんな状況になって、ああ政府はまた新たなつまずきを作るのかと。

だからこそ、国の様々なところからいろんな人が声をあげていくような状況を作っていかなくちゃいけない。

報道関係の人たちにお願したいのは、国民の皆さんにもっと知らせて欲しい

いということ。より深く知れば知るほど、おかしいことがわかると思うから。



21日、東京地裁分の原告となった多磨全生園入園者自治会長の平沢保治さん(74)

緊急集会 小泉首相 控訴するな！

18:00、首相官邸での座り込みのあと、集会が開かれた。多くのマスコミや支援者が集まる中、原告らは控訴断念を訴えた。

たてやま 豎山勲さん (52)

常識では門をたたいたら向こうから返事が返ってくるが、何回たたいても何も返ってこない。私たちの前には、隔離を思わせるような門があった。その扉を開こうともしない。

熊本地裁で本当に素晴らしい判決をいただいた。その判決を聞いて多くの原告たちが涙を流した。今まで私たちは、らいになった自分を責めてきたんです。自分が病気になるたばつかりに、姉は離婚させられた。自分が病気になるたばつ

かりに、一家は離散させられた。

しかし判決は、らいになったお前たちが悪かったんじゃない。偏見差別を生み出したのは、らい予防法であり、偏見差別を助長させていったのも又、らい予防法であるという審判を下してくれた。私たちはこの判決に涙しました。本当に嬉しかった。私たちは加害者ではなかった。被害者だったんだ。そういう思いで泣きました。

ところが今、この加害者の側が居直っている。私たちはこの態度に断固として闘っていくしかない。

千葉龍夫さん (61)

小泉首相と同年代を生きてきました。片一方は人間として扱われずに60年を生きて、片一方は一国の総理大臣として生きている。

90年の間には23000人もの人(ハンセン病患者)が亡くなられていったのです



日比谷高校星陵会館で、集会が開かれた。

億二千四百万円の支払いを命じる。

5月11日(金)午後、熊本地裁の勝訴を受け、全国原告団協議会(以下、原告団)の曽我野一美会長らが、厚生労働省に、控訴を断念するよう求め、全面解決のための要望書を提出。その後、ハンセン病問題の最終解決を進める国会議員懇談会(以下、議懇)。江田五月会長、百二十一人)にも、法廃止を怠った国会の責任解明などを求める要望書(4ページに全文)を提出し、協力を求めた。熊本の原告弁護団は、全面勝訴とについて「内容」と判決を高く評価し、「国は判決を受け入れるべき」とし、また判決が認めた賠償金の仮執行は求めないことも明らかにした。

5月13日(日)、坂口力・厚生労働相はテレビ番組で、人道的に見た場合、患者や家族のみなさんに厳しい過酷な日々を与えたことは、お詫び申し上げなければならぬ」と謝罪。控訴が否かには言葉を濁した。

5月13日(日)、原告団と全国弁護団連絡会(以下、弁護団)は勝訴後初の全体会合を開き、国の控訴断念に向け全力を上げることを確認。

5月14日(月)、原告団の曽我野一美会長らが坂口力・厚生労働相と面会。控訴断念を求めた。同大臣が謝罪しようとしたが、曽我野会長は13日のテレビでの謝罪を取り上げ、抽象的な謝罪は受け入れられぬと強く主張した。同日、議懇は首相、厚生労働相と衆参両院議長に控訴断念を申し入れることを決める。議懇は森山法相と面会したが、同相は明言を避ける。

が、みんな悔しい思いをして死んでいき
ました。私たちだけじゃないんです。私
たちをめぐる家族、親戚一同、みんな被
害を受けているのです。

私は昭和27年、小学校6年生の時に
発病し、一家全部を消毒されました。そ
こに居られなかったのです。うつる病気じ
やないのに、見てくれが悪いというだけ
で、島流しにあり、重労働させられ、国
は隔離政策をとり続けたんです。結婚
もできない、子孫も残せない。

一国の総理として80%以上の支持を
受けている小泉さん、私たちの苦しみを
わかってください。

日野弘毅さん（67）

太陽は輝いた。

太陽は輝いた。

90年、長い長い暗闇の中、

ひとすじの光は走った。

鮮烈となつて硬い岩をも砕き、

光は走った。

私はもう、うつむかないでいい。

太陽は輝いた。

熊本地裁の判決に感動して、このうた
を作りました。みなさんに披露して、喜
びを知ってもらいました。

2週間たった今、あの判決が踏みにし
られようとしています。小泉さんにお会
いして私の気持ちを伝えたいです。

原告団が政府・国会に提出した「全面解決要求書」全文 5月11日

全面解決要求書

ハセソ病遺意国賠訴訟全国原告団協議会
東日本訴訟原告団 瀬戸内訴訟原告団
西日本訴訟原告団
ハセソ病遺意国賠訴訟全国弁護団連絡会
東日本訴訟弁護団 瀬戸内訴訟弁護団
西日本訴訟弁護団

1996年3月、私たちハセソ病元患者の切実な
要求であった、「いず防法の廃止が実現した。これ
は間違いない私たちの不屈の闘いの貴重な成果であ
る。しかしこれだけで90年の長きにわたって続けられた強
制隔離政策に由来する被害は回復されず、被害者やその
家族との絆を回復することもできない。療養所を出て社会と
の繋がりを取り戻すこともできない。しかも私たち
元患者の平均年齢は70歳を超え、余命は長くはない。
その人権回復は一刻の猶予も許されない緊急の課題であ
る。

そこで、私たちは国に対し、自らの誤ったハセソ病
政策による人権侵害の重大さ、深刻さを自覚し、裁
判の結果を待つまでもなく、この問題の全面解決の
ため、直ちに以下のような対策を講じること要求
する。

第1 責任の明確化と謝罪

1 強制隔離政策の誤りとハセソ病患者・元患者
に対する人権侵害の責任を認めること。

2 ハセソ病患者・元患者に対し、誤った強制隔離
政策による人権侵害について謝罪すること。

第2 名誉回復措置と損害賠償

1 謝罪広告などにより広く社会に対し、ハセソ
病患者・元患者の名誉回復措置をとること。

2 全被害を償うにふさわしい賠償金を支払うこ
と。

第3 恒久対策

1 生活保障

(1) 従来通りの給付を維持すること。

(2) 退所者及び社会復帰を希望する者に対しては
新たな年金の支給、住居の確保、日常生活の介護な
ど、社会生活を送る上で必要且つ十分な支援を行
うこと。

(3) 療養所での生活を希望する者に対しては、療養

者の減少などがあることも、統廃合を行わず、終生
在園を保障すること。

(4) ハセソ病元患者の医療や福祉が円滑に受けら
れるよう制度の整備、確立を図ること。

2 医療、看護・介護、福祉、環境の拡充

(1) 療養所の医療、施設、看護・介護体制を整備充
実すること。

(2) 通院、在宅治療のための医療体制を早期に整備
すること。

(3) 視力障害者、身体障害者、高齢者の三対策を充
実すること。

(4) 心理面のケア対策を行うこと。

3 差別・偏見の解消

(1) 差別禁止法を制定するなど実効性のある差
別・偏見解消策を立案し、実行すること。

(2) 偏見・差別に苦しむ家族・親戚に対し、支援対
策事業を行うこと。

(3) 差別・偏見に苦しみながら無念の死を遂げし
かも遺骨の引取先もない犠牲者について、名誉回
復・被害回復の措置をとること。

(4) 差別・偏見解消のためのハセソ病教育を実施
し、啓発活動を拡充、強化すること。

第4 真相究明と再発の防止

1 情報の開示

90年に及ぶ誤った強制隔離政策の真相を明らかに
するため、国の有する全ての情報を開示すること。

2 真相究明委員会を設置
真相を究明し、二度と同じ過ちを繰り返さないため
原告団や学者などを含む外部機関を設置すること。

3 ハセソ病資料館の充実
ハセソ病の歴史や資料を後世に残すため、ハセソ
病資料館を人的にも物的にも拡充させること。

4 感染症予防医療法の抜本的改正
現行の感染症予防法は、感染症差別解消及び感
染症患者の人権保障について不十分であるので、抜
本的に改正すること。

5 継続協議の場の設定
以上の要求事項に関し、原告団の意向を常に反
映させるため、厚生労働大臣との協議を含む継続的
な協議の場を設定すること。人権保障について不十
分であるので、抜本的に改正すること。

5月15日（火）閣議後、森山法相はでき
るだけ早く皆が納得できる解決をしたい
が、法律上の問題を少し細かく検討して
みなければならぬ」とマスコミに発言。
控訴の可否については明言しない。

5月17日（木）18日の朝日新聞朝刊（東
京本社版）によると、政府は熊本地裁判
決に対して福岡高裁に控訴する方針を
固める。国会の不作為による違法等を確
定させたくないとの意図。ただし小泉内
閣の人気維持や人権重視を掲げる公明
党から厚労相を出していることもあって、
控訴して和解という方針。一面トップの
記事として、控訴方針決定」と出たこと
で、原告側に緊張感が増す。原告団・弁
護団は、21日（月）から抗議と控訴断念要
請の実力行動を展開する方針。

「政府は、法解釈等の主張を理由に、控
訴し熊本地裁の判決を確定させず、一方で
和解を探る方針」と報じられているが、これ
は条件交渉になれば、療養所での日常的な
力関係で圧倒的な優位に立つ厚労省が何
とでも出ると判断しているのが見え見え
だ。そのシナリオに乗れば、提訴組と一般
入所者との分断や、救済を看板にすべての
提訴・告発を一挙に解消し、将来の権利を
も放棄させようとするに違いない。そうす
れば係争中の残る2つの裁判そのものも空
洞化される。政府内でも意見が対立してい
るように報道され、その際は「官対政治」
の対立という図式で語られるが、はたして
そうか。政治の側・閣僚は政府部内の工作
や説得の前に、様子見で、明確な方針は
見えない。一方、野党側は政治対立の軸に
したいという意図がはっきり見える。

原告団の中から9人が、首相と会見

5月23日 文写真/茂木亮

「これで『控訴』という結論が出るとは、とても思えない。」

5月23日16時、原告団が首相と会見。

18時からの報告会を待っている間のインタビューです。

迎里竹志さん

先ほどの首相との面会の報告を、首を長くして待っている。朗報をもたらすといいがワクワクするやらドキドキするやら不安な感じ。

国が控訴すれば、我々には又同じ時間が回ってくる。それは裏切りだと思つ

甥や姪は、私に会って初めてハンセン病のことを知った。彼らが後遺症のある私の手・足を見ても、昔のように怖いという印象はないようで、(療養所は)障害者の集まりという気がしているようだ。

控訴することになれば、その様な若い子供達の純粋な気持ちに、暗い陰を落としていくんじゃないかなと思つ。

小泉首相、熊本地裁判決の控訴断念を決断

5月23日18時過ぎ、小泉首相はハンセン病国家賠償訴訟の熊本地裁判決について、控訴断念を表明した。

小泉首相のコメント、「今回の判決を重く受け止め、極めて異例の判断ですが、政府声明を出して控訴を行わないことに決定しました。ハンセン病問題の早期かつ全面的な解決を図りたいと思いました。」

18:20、原告や弁護団が集まる霞ヶ関の弁護士会館に、首相が控訴断念の一報が入ると、原告らは手をとり合い、喜びに涙する姿もあった。全国原告団協議会会長代理の筈(こだま)雄二さん(69)は、本当に胸が痛いです。みなさんのおかげです。ありがとう。」と涙をこらえながら語った。

山下道輔さん(71)

国が控訴を断念したということで、過去の行政の良くない部分を認識してくれたこと、これから国を背負っていく政治家が間違ひは間違ひとして受け止めることができたということに、これからの望みが持てる。将来に向けて明るい光を放つた感じだ。それを裏切らない首相であり続けてほしい。

(控訴断念は)いい流れだね。時代のひとつの流れが、新しい人材によって、新しい日本の道を、今切り開いているような感じがする。



「国の控訴断念」の知らせを受けて原告団記者会見

5月23日19時

筈雄二さん(69)

今日私どもは、本当に追いつめられたような気持ちでいました。政府の方針は控訴に固まったという報道がされており、しかし弁護士先生の励まされ、まだ可能性があると激励を受けてきました。その結果、大きな成果を生むことが出来ました。これもすべて私たちの運動を心から支えてくださった弁護団、この判決を目前に私たちを勇気づけてくださった多くの国会議員のみなさん、



涙をこらえながら記者会見に望む、筈雄二さん(69)

5月18日(金)、群馬県が自治体として、控訴せず早期解決に努力するよう求める要望書を坂口厚労相に提出。入所者の平均年齢が74歳を超えることから、人道的な観点から早期全面的解決が必要と。

5月21日(月)12:00、厚生労働省前、原告団・全療協のピラマキ&宣伝。

15:30、首相官邸前集合。小泉首相に会見申し入れ。事前に文書で、首相会見の申し入れを行なうために官邸を訪問する旨、通知済みで、また議懇の議員数名から同様の連絡があったにもかかわらず、門を閉ざして取り次ぐつとしない。1時間強、座り込みを続ける。

16:15、門前で飯島勲首相秘書官が対応し、「集団でおしかけられても困る。首相は忙しいので会えない」と言い、結果的に門前払いとなった。

18:30、緊急集会、日比谷高校星陵会館。内容は3ページ。

報道によると同日、福田官房長官は山崎拓自民党幹事長らに「政府として控訴する方針」であることを伝えた。自民党の麻生太郎政調会長が党役員会で、政府は控訴するべきだと述べた。他の裁判所と同じ結論が出るかどうか分らないと。

5月22日(火)午前、原告団が上野公成官房副長官と会見。小泉首相との会見を要請。その可否を23日に回答する旨の返答を得る。午後、第二議員会館で集会。多数のマスコミが詰めかける。官房副長官との会見時、弁護士同席を拒絶される旨、報告。結局、介助のための付き添いという資格で、3人の弁護士が同席を許される。こんなところでも、嫌がらせ



控訴断念後の記者会見で涙する西トキ工さん(71)

ほんとに肉親のように支え続けてくださった全国の支援する会のみなさん、さらには控訴阻止の闘いの中で、一緒に闘おうという諸決定をしていただいた全療協の会長、副会長、そして今日まで一緒に行動してくださった各支部長のみなさん、そしてなによりもこの訴えを支持し励まし続けてくれた日本全国の国民のみなさん、本当にありがとうございました。

わたしは今一つ一言葉を選びながらお礼を申し上げたいという思いでいっぱいですが、その中で、これほど私たちがこのころをお伝えするのにこれほど至らないご挨拶はないと、自分を情けなく思っています。それほど私たちの思いは大きくて深くて高いものなのです。ありがとうございます。

さらに東京、岡山の裁判がありますし、また政府、国会に提出しています

「全面解決要求」の問題があります。これらの問題を、弁護団の先生方と支援の方たちに支えられながら解決していきたいと思えます。本当に今日はありがとうございました。

堅山勲さん(52)

本当にありがとうございました。判決が出てから今日まで永い永い日々でした。思えば当初13名で始めた裁判が現在1700人以上上のみなさんが原告に加わってくださり嬉しく思います。少数で始めたので最初は、苦しい苦しい闘いでした。しかし原告のみなさんが続々と出てきてくださった。そのことだけで私たちはほんとに嬉しいです。西日本原告団の会長らにもこの場に立たせて上げたかった。

宇佐見治さん(74)

瀬戸内原告団を代表しましてお礼を申し上げます。瀬戸内3療養所は、伝統を持った隔離政策のメッカということもあり、なかなか訴訟団に結集する人たちが少なかったのですが、多くの方の支えによって今日の嬉しい日を迎えることができました。ほんとにありがとうございました。ただ感謝するばかりです。私たちの長い間の苦しみと、差別と偏見の中で闘ってきた者にとって、今は亡き2万3千5百人余の病友、3千5百の水子として殺されていった赤ちゃんの

ことを思うと断腸の思いであります。残された人生を人道に対する罪に対してあくまでも闘っていきます。

國本衛さん(74)

今日の報道に接しまして、私はいま自分の人生の甦りを覚えました。実に60年かかりました。60年もの間、私は人間扱いされずに来ました。今日私は総理大臣の前で、「国民の支持率が80%以上いけるけれど、国民に背を向けるようなことはしないで欲しい」と訴えてきました。私たちは、今回マスコミの報道によって知らされた、まさかこんなことは、という、それほど厳しい環境の中に置かれてきました。原告になって、園内からも療友からも大変な誤解を受け、非常に苦しい思いをしてきました。困難な闘いの日々でした。しかしながら弁護団の知恵を絞るような闘い、支援者の全力を尽くしての支援、議員懇談会の先生が何度も政府に要求してくださいましたこと。私はいま万感の思いで胸が詰まっております。みなさま方の応援、支援、本当にありがとうございました。

溝口製次さん(66)

訴訟を起こしたときの記者会見は、本日のような祝福されるようなものではないかもしれません。どこに行っても、非難の目で見られるような日々が続きました。しかし私たちは正しい、と

を受けているのだ。訴訟問題を話し合うのであるから、弁護士が同席するのは常識で判断できると誰でも考えられるが、いろんな理屈を付けて原告側の立場を弱めることばかりをやってくる。会見の要望にいくつも手続きを踏ませ、何度も要望させること自体、本当の「謝罪の用意」があるなど決して想像できない。

5月23日(水)：午後4時過ぎ、首相官邸で原告団は小泉首相と会見。原告団の元患者9人が約40分間にわたり、それぞれの苦烈な経験や差別と偏見の実態を述べた。会見後、曾我野会長は、希望的観測も込めて、今日の会見を受けて控訴されるとは考えられない」と述べた。16時から、電ヶ関の弁護士会館会議室で原告団・弁護団の集会。報道等から、今にも控訴決定発表があるとの観測が支配的。一転、午後6時過ぎ、首相が記者団に「きわめて異例の判断ですが、政府声明を出して、控訴を行なわないことに決定いたしました」と話す。福田官房長官が記者会見で控訴断念について談話を発表すると同時に、おわびを述べた。

5月26日(土)：原告勝訴確定を受けて、原告団と弁護団は、厚生(労働)省と国会の国家賠償責任を明確に認めた画期的な判決は、すべての被害者にとって、人間回復の歴史的な第一歩となったという声明を出した。元患者や家族、真の社会復帰ができない退所者や、療養所の納骨堂に眠る約2万3000の僚友(強制的な堕胎で)生を受けることができなかった3000を超える胎児ら、ハンセン病政策のすべての被害者の人権回復を内容とする

思っていました。みなさん方にご支援いただき、今日のような日が必ずくると確信を持って進んで来ました。この世に正義が報われるとすれば、命ある限り闘っていききたいと思っています。

西トキエさん (71)

本当にありがとうございました涙。言葉になりません。本当にありがとうございました。

森元美代治さん (63)

安部英、H.I.V.の被告が無罪になった。もしかしたら司法には、良識も正義もへったくれもない(あの日は)そんな思いでした。しかし、5月11日、日本の裁判所にも良識があつた、正義があつた、そう思いました。ところが新聞は当初、控訴断念という報道をしながら(途中で)いや控訴だというふうになつて、今朝まで不安でした。私はこの勝利は、良識ある日本国民の勝利だと、そう思っています。この勝利こそ、実は人権差別に苦しむ人たちの闘いの始まりと捉えるべきだと思つたのです。ですから、この控訴断念は、日本のあらゆる偏見・差別問題の中の大きな第一歩として位置付けて、みんなでほかに苦しんでおられる方がたくさんあります。がんばりましょうと言いたいのです。どうもありがとうございました。

千葉龍夫さん (61)

愛生園のみんな、やったぞー！
ヨタモノばかりでも力はあるんじゃない！
明日から人間として堂々と歩いてゆける。ようやく人間になれました。皆さん本当にありがとうございました。みなさん一人一人に感謝を申し上げたいです。今日、小泉総理に会いに行きました。本当に小泉総理は大した人です。人間の熱い血が流れているんだと、つくづく感じました。本当にこれで明日から我々は人間として生きていくことができます。

知念正勝さん (67)

この今日の喜びを、沖縄県で最初へのろしをあげたひろし君、ひろし君のことを思いますと、本当に無念でなりません。しかし、勝ちました。きつと彼も天国で喜んでいだろうと思います。皆さん本当にありがとうございました。これからもういろいろと闘いは続くでありましょうから、これまでより以上のご支援よろしく願います。どうもありがとうございます。

日野弘毅さん (67)

去る11日、熊本地方裁判所で判決が出ました。ここで私の喜びを、この詩を、もう一度ご紹介申し上げます。

太陽は輝いた。
太陽は輝いた。
90年、長い長い暗闇の中、
一筋の光が走った。

鮮烈となつて
硬い岩をも砕き、
光は走った。
私はもうつつむかないでいい。
市民の皆さんと光の中を
胸を張って歩ける。
もう私はうつむかなくていい。
太陽は輝いた。

どうもありがとうございました。

西村時夫さん (58)

静岡の駿河療養所の原告です。全療協の方々と、この場で喜びをともに分かち合えるという、それで胸がいっぱいです。これは終わりではありません。これから一緒に闘いはじめます。原告の方々と全療協が手を取り合つて、全面的な解決のために努力したい、そう思つてます。悲惨な病気はこれからもあるかもしれませんが、悲惨な政策は私たちを最後にしていただきたい、そう思います。どうもありがとうございました。

國本美代子さん (75)

多くの皆様方の熱いご声援をいただき今日の控訴断念を勝ち取ることができました。本当にありがとうございました。

る全面解決が図られなければならない。そのために

- 1 国の真摯(しんし)な謝罪
 - 2 謝罪広告などによる名誉回復措置と損害賠償
 - 3 療養所の在所保障や退所者支援
 - 4 真相究明と再発防止
 - 5 継続協議の場の設置
- 等が必要であること。真の全面解決を勝ち取るまで共に歩むことを、すべての入所者・退所者に呼びかけた。

5月26日(土)・新聞報道によると、瀬戸内訴訟の平井昭夫弁護士代表が岡山市内で記者会見し、控訴を断念した政府が発表した首相談話や政府声明は、「判決をゆがめる解釈」と批判。今は和解や訴訟取り下げを論じる段階ではない」と明言した。平井代表は、「国は責任を謙虚に認め、元患者らに真の謝罪をするべきだ。必要なのは人間回復のための具体的な救済策であり、声明や抽象的な方針にとどまってはならない」と訴えた。

(文・南井)



5月21日、首相との面会要求を訴える原告団
曾我野一美会長 (74)

金城幸子さん (60)

私が2歳、兄が5歳の時、両親と引き離されました。今日この喜びをです、弁護士、国会議員の先生方、目の前のメディアの皆さん方に、心から感謝をしてあります。今日のこの喜びを皆さんと分かち合えたことを一生、一生忘れることはないでしょう。本当にありがとうございます。

森田隆二さん (52)

原告団のみなさんと共に、弁護士の先生方や多くの仲間に参加され、また奄美和光園のある(名瀬や鹿児島)においても支援者に支えられながら、今日のあることを信じてきました。正しい判断は必ずあると思ってやってきました。和光園でも2名の原告が亡くなりました。帰りましたら、墓前に報告したいと思います。

全療協 高瀬重二郎 会長

これで控訴はしないということになりました。けれども、この判決をどのように認識して、どのような全面解決に向かうのか、ということが残るわけです。(今後は支援していただいた多くの皆様にも、国会の先生にもご指導いただき、全面解決に向かいたい)そう思っています。

全療協 神美知宏 事務局長

療養所の厚い壁の中で亡くなっていた人が23700人余。この人たちは、果たしてどういふ思いを、どういふ無念の思いを抱いて亡くなっていたのでしょうか。そういう方々に対してこのたびの判決は、そして控訴断念の決定は、何よりの鎮魂の歌になったと私は思いました。

私たちの会員の中で、同じ釜の飯を食い、同じ壁の中に囲まれておりながら、原告として闘ってまいったのは、まだ50%に達していませんが、原告に加わっていない全療協の会員が、この事態をどのようにに受け止めているのであろうか、ということに思いを致しております。

家庭の事情があつて原告に入ることができなかった、自分が偽名を使って療養所に暮らして、残り十年しかなく、その十年をひっそりと終えれば、家族は救われる、そういう思いをもって今まで生きてきた僚友がたくさんあります。

私も家族が、この判決や政府の決定をどういふ思いをもって聞いたであろうか、どういふ思いでテレビを見たであろうか、思っております。

私の生まれ故郷は北九州で、遠いのですが、家族は何の声も発せず、隠れるようにして暮らしている、それは私だけでなく療養所に入っているみんなに言えることだと思えます。私たちだけがここにきて初めて人権尊重を成し得たというふうに(皆さんは)考えておられますが、それは家族にとつても、そういう思いに今とらわれているのでは、と私は思っています。

ます。これからは家族も、私たちも心の扉を精一杯開いて・・・

先ほど隣の方が、これからうつむいて歩かなくてもいいというふうにおっしゃいました。それは私たち全員の家族も同じだろうと思えます。そのように重い意味を持った判決であり、控訴断念だつたと思えます。私はしっかりとこの裁判の闘いの総括をしなければなりませんし、明日からまた新しい闘いが始まると自覚しております。

私達の組織ができてから、今年でちょうど半世紀五十年を迎えました。これほど大きな転換期の年はないと思っています。したがって新しい世紀を、五十年経過したけれども、また新しい年がやってくる。その年に向って闘い続けなければならぬ。私たちの小さな叫びが日本の社会を少しでも前進させていくことができるように。

今度の裁判もただ単にハンセン病だけの問題というふうには矮小化して考えるべきではありません。今後の医療と人権、そういうところに結び付けて、私どものこの裁判が原点となつて、日本全体の病気で苦しんでいる皆さん方が新しく勇気をもって立ち上がれるようになつかけになれば、これに勝る喜びはありません。

ません。そういう意味では、私たちは十分なことをなしたとは思っているわけではありませんが、生きていて良かった、裁判をやつて良かった、という状況を作り出してからでないかと死ぬわけにはいかないと思ひながら、今日まで生きてまいりました。

これは単にハンセン病関係者の闘いではなく、国民の闘いになって初めて大きな成果がもたらされると私は思います。ありがとうございます。



控訴断念の報を聞き、喜びに沸く原告団(前列)と弁護団(後列)。

FIWCメンバーの感想・コメント

「熊本地裁判決確定」にFIWCメンバーが感想・コメントを寄せてくれました。

政府の控訴断念に思う

フレンズ国際労働キャンプ(FIWC)
関西委員会 柳川義雄

今回の判決に控訴しなかった政府の決定は画期的なものだと思います。それは、今までの厚生行政を眺めればという条件付きで。

薬害エイズの問題がクローズアップされた時に私が一番感じたのは、厚生省という閉ざされた集団が、閉ざされた集団故の現象に落ち込んでいくということでした。先輩のやってきたことを批判できない。自分たちの共同体(厚生省)がどんなものより重要であるという価値観。閉鎖集団の典型的な性格です。それをうち破ったという意味では画期的でしょう。それは、日本の政治にとって大きなことなのかも知れません。

しかし、同時に私には一つの情景が思い浮かびます。

日本のライの救済は天皇家が担当してきました。担当官は高松宮でした。韓国の救ライ担当官は朴大統領の夫人でした。夫人亡き後は娘が継ぎました。ここには、最も「貴」なるものは、最も「賤」なるものに近づき救済を施すことで、ますます「貴」を輝かせていくという構図が見えています。今回の首相の判断は、支持率の高い首相がそれにますます磨きをかけることに役立っています。

結局、ライは最も「賤なるもの」とい

う役回りを離れることはできないのです。ライ者の悲しみが大きければ大きいほど、深ければ深いほど、それはそれを救済する「貴」なるものを輝かせる存在になっていきます。

私達のグループは、らい予防法のおかしさに、何十年も昔に気がついていました。しかし、この法律が違憲であることの指摘や、廃止のための活動を特にやっただけではありません。そういう私達は、このマスコミを中心にした一種のお祭り騒ぎの中で、それを喜び浮かれるべきでないと思います。

国家や政府の責任についてはこれだけの区切りがついたわけです。だからここで私達は心を静めて、「私達の責任」を問い始めるべきです。

私達の社会が長年にわたってライ者を差別し排除してきたこと。そしてそれを私達一人一人が支えてきたこと。そして、そのことの根っこにある「異物排除」の圧力の高い閉鎖社会を私達はそんなに変えて来られなかったことを思い知るべきです。その証拠の一つは、私達は学校のいじめ問題を解決することができないでいるばかりか、悪化させていることです。

私達がやらねばならないことは、ライ者を「賤なるもの」として救済するのではなく、彼らのたどった歴史や体験を食い尽くし私達の社会のお腹の中に入れて消化することだと思っています。

「人間回復」の大きい一歩

フレンズ国際労働キャンプ(FIWC)
関西委員会 青山哲也

5月11日熊本地裁でハンセン病国家賠償請求訴訟の判決が言い渡された。判決は原告の思いを十分に反映した原告勝訴の判断だった。

マスコミはこの判決について、政府が控訴する方針だと伝えた。5月21日、知り合いの元患者や裁判・支援の会が出会った元患者たちが首相官邸などに集まり、控訴しないように訴えた。その姿がテレビ画面で何度も映された。原告ら療養所に暮らす人の平均年齢は、70歳を超えている。まさに命をかけた行動だ。私もファックスで首相に控訴しないように訴えた。そして小泉首相は23日、控訴期限を待たずに控訴しないことを決めた。この日は、ハンセン病を患ったことにより人間扱いされなかった原告ら元患者が、自ら勝ち取った「人間回復」の日となった。

「人間回復の日」は元患者らすべてのハンセン病患者が勝ち取ったものだ、私は思う。この裁判では当初、原告となる人の数が多くはなかった。原告とならなかったある人は、自分が原告となることによって、自分の存在をないものとしてきた家族に迷惑がかかるのではないかと心配した。また別の人は、よくない処遇ではあっても、排除され、行き場を失った自分たちを療養所は受け入れてくれたのだから、国を訴えることはできないと考えたり、療養所で生活の世話を受

けている身で原告にはなれないと考えた。この人たちの苦渋の選択を私たちは理解しなければならぬと思うし、原告以外の人の損害をも賠償するのは当然だと思う。

ところでこの裁判は98年7月、熊本地裁に提訴され、その後東京・岡山両地裁と提訴が続いた。けれど一般にあまり注目されたものではなかった。支援者が心を砕いたのは、この裁判に国民の関心をいかに集めるか、裁判所の傍聴席に空席をつくらないためにはどうしたらいいのかということだった。今回、確定した判決は国と国会の責任を認定したが、当然私たち国民もその責任から免れるものではない。ハンセン病患者の苦しみに目をつむり、無関心でいたことが国の行為を追認し、暗に推進していたのだ。これは私たちの「時代責任」だ。

また、医療者の責任も忘れてはいけない。かれらは科学の装いをまとった非科学的な処遇で患者を苦しめた。急性伝染病でなく、伝染しにくいと知つていながら患者を隔離し、遺伝病ではないのに断種・堕胎を強制した。それは医療行為でなく、健康、健全でないものを排除するイデオロギーを実現するための行為だった。つまり医療行為は医学的根拠ではなく、イデオロギーを根拠として行われていたのだ。しかも、この行為を批判する医療者の同僚をも彼らは認めなかった。亡くなられたが、愛生園に島田等という方がおられた。彼はハンセン病患者の歴史は、病棄ての歴史だと言っていた。ハンセン病を患ったということだけで、その人間は菌とともに排除の対象となつ

たというのだ。原告、支援者、そして弁護団の地道な闘いによって、法的な「人間回復の日」は訪れた。しかし、本当の「人間回復の日」は元患者とともに私たちが生活の中で日々、獲得していかなければならないのだと思う。

闘いはこれからだ！

フレンズ国際労働キャンプ(FIWC)
関西委員会委員長 入澤隆一

韓国のハンセン病定着村でキャンプをするとき、初参加の人たちに対して説明会を開くのだが、そこに参加している若者の中で「ハンセン病」という言葉を知っている者はほとんどいなかった。もちろん僕も初参加の時にはその言葉を知らなかった。

今回の一連の報道で、何度も何度も「ハンセン病」という言葉がプラウン管や紙面を通して我々の目や耳に飛び込んできた。多くの人々にとって、ハンセン病とはじめての遭遇だったに違いない。ハンセン病問題を知る人の数が爆発的に増えたはずである。このことが、今回の裁判のもっとも大きな成果であるような気がする。

勝訴に思う

フレンズ国際労働キャンプ(FIWC)
広島委員会 松田浩江

この度の勝訴の報道をことばにならないほどの想いで見ていました。これだけ

世間の注目を浴びることは、この問題についての関心を高めるにはよいチャンスであると思います。ただ、どこか遠いところにあることではなく、私にとつては療養所におられる何名かの親しい方々の顔が浮かぶという身近なことでした。

現在、この結果を受けて原告団の数は倍を超える勢いと聞きます。熊本で最初に訴えを起こしてから数年間、療養所の中では様々な声があり訴えを起こさない方にも理由がありました。「今の生活にそれなりに満足している」「騒ぎになればまた嫌な思いをするかもしれない」「お金が欲しいわけではない」「このよな声のあがる中で闘ってこられた方々のご苦労は相当なものだったと想像すると同時に、それらの声から隔離政策がどれだけの人を変えてしまったのかを感じます。国や世間から受けた仕打ちは今も大きな傷となつて療養所の方々の胸に残っています。一度裏切られた者に対して、形がなくなつたからといってすぐに心を開ける筈がないと思います。また90年という時間が経ち、現在の元患者さんの平均年齢は74歳となっています。早い方はまだ親が恋しい頃から隔離され、厳しい時代を生き抜いて現在に至っています。残り僅かと思われる時間を静かに暮らしたいというのは当然でしょう。」

1996年4月1日ライ予防法が廃止となつた日、ある療養所でその日を過ごした友人は、いつもと変わらない日常しかそこにはなかったといひます。そのことを考えると、今回のことでどれだけ元患者さんの心が癒されるのかは分かりません。私は療養所の方々と知り

合つてまだ10年も経つておらず、その方々の生きてきた歴史のほんの一部に参加しているに過ぎませんが、これからも変わらず、今回のことに関係なくお付き合いを続けていきたいと思つています。最初は「療養所の方」と、学生ボランティアという特殊な関係性が、今では、あなたと「私」という普通のお付き合いになつていきます。時には親のように私の成長を楽しみにして下さい、時には人生の先輩として色々な事を教えて下さいます。その会話の中で、これまで受けてきた隔離の状況や療養所での厳しかった生活のことを静かに語つて下さいます。「世間」を構成する一人としてこのような関係をつくっていくことも一つの取り組みであり、結果的には次に起こり得る排除を日常レベルで回避することにつながるのではないかと思つています。

責任

フレンズ国際労働キャンプ(FIWC)
関東委員会委員長 西尾雄志

ハンセン病国賠訴訟控訴断念のニュースを聞いたときは驚いた。涙ながらに抱き合いながら、知らせを喜ぶ元患者の人の姿には胸が詰まつた。

「責任」とは、「痛み」の共有であると言われる。しかしそういった意味での「責任」を国家や行政などに求めても、期待する反応は返つてきにくい。それは国家や行政といったものが、そういった意味での責任主体とは異質な、「システム」や「仕組み」に過ぎないものだからだ。

それは強大な権力をもちながら、「痛み」の共有」という本来の意味での「責任」を全うする能力に欠けたもので、過ちの責任を追及しても、どこまでも逃げつづけ、首を切つてはすげ替える、つかみよのないモンスターのようなものだ。しかし、今回のハンセン病国賠訴訟の控訴断念は、そういった国家観、行政観から一歩踏み越えたものであったように思う。ここに至るまでの元患者の方々の苦難の生涯を思うと胸が詰まる。しかしハンセン病の差別の歴史は、「国家、行政」諸悪の根源」という構図で片付けられる問題でもない。こういった差別に我々一人一人が荷担してきたのだ。「責任」とは痛み「の共有である」。この言葉を、重たい言葉として、今度は我々一人一人が責任主体として、考えていかなければならないと思つた。



5月21日、首相官邸前で胸の思いを歌に託す。

私たち市民の責任

5月18日(金)の朝日新聞(東日本版・朝刊)「声」欄にキャンパーの石井(旧姓・水島)雅子さんの投稿が掲載されました。その投稿の原文をこの「むすび新聞」に掲載させてもらうため、5月25日(土)午後、南井は電話で石井さんと話しました。

ハンセン病に 市民の責任は

無職 石井 雅子
(神奈川県南足柄市 58歳)

40年ほど前、大学生の時に数カ所のハンセン病国立療養所を訪ねました。当時、病気が完治し無菌証明書を持って入所者が、宿泊施設で宿泊を断られた話を聞いたからです。

現在、キャンプの後輩は各地の療養所の人々と音楽会、囲碁大会などで行き来しています。療養所の人々と話して思うのは、戦前ならだれでも感染、隔離されて一生を送る可能性があったということです。

あれから40年がたち、後輩は数年前から他国の学生を誘って、韓国のハンセン病の人々が暮らす村でウィークキャンプをしています。そして今年は、韓国の学生と一緒に中国の村にも入りました。

朝日新聞 5月18日 金 朝刊「声」欄

石井さんによれば、掲載された投稿は紙面の関係で原稿分量が相当減らされたとのこと。また朝日新聞としては、宿泊を拒絶した東京YMCAの名称を出せないで、紙面では「宿泊施設」とぼかされていることや、「らい」という言葉が使えないなどの点で不満ではあるが、大筋で原文を生かしてくれているので了承した、という経緯があったそうです。

石井さんは、「らい」という言葉で差別の歴史がつくられてきたこと、一般の人たち、とくに中高年の人たちには「らい」という言葉を使わないといま用いられている「ハンセン病」という呼称が実際にはつながらないと思えるので、「らい」という言葉を使いたい。

そのうえで差別と偏見があり、その責任の所在を述べたかったと、概略話してくれました。ここで原文を掲載するべきなのですが、編集部の連絡が遅れたため、出来ません。朝日新聞の転載とさせていただきます。

療養所の今後がどうなるか、それが不安です。

「控訴断念」の報道の後、療養所・入所者の方に話を聞いた。話者は匿名としました「レポート・木下(旧姓・浅野)真知子・F I W C 関西委員会 O G」

小泉首相になったことで控訴しない方針が取られたんだと思う。原告になつていない立場で思うのは、国の政策が間違つていたと認められ、人権回復されたことで、療養所で亡くなつていった人たちの無念を晴らすことができたということ。嬉しい、喜びというよりは、そんな思いだ。

療養所の中には原告には加わっていないものも数多くいる。療養所ごとにその比率が異なる。ついにここまで来たという感慨もあるが、案外みなさん冷静だ。今回の推移の受け取り方に温度差があるかもしれない。熊本地裁判決が確定したことは価値のあるものだと思える。原告として勇気を持って闘つておられる方は、本当に偉い。頭が下がる。

しかしまた療養所を終の棲み家とすると決めた者にとつて、これから療養所がどうなっていくか、非常に大きな不安だ。職員の数と入所者の数が逆転し、職員数が多い、今後療養所の統廃合が始まるようなことになれば、高齢の身にはつらいことだと思う。また医療や介護、環境の水準が落ちていくのではと心配する向きもある。国の財政が云々される傾向は、国立療養所に身を置く者に

形見が狭い思いをさせる。とくに賠償のような捉え方で、金銭が支給されると、それと引き替えに園内のサービスが落ちるのではという危惧もある。

退所者にも特別給付をという話もあるようだが、それは本人の申告によるのかどうか。本人を探すのが難しかったり、病歴を隠して生活をしている人もいるだろうから、そういう人を掘り起こすことがまた問題になったりする危険性もある。我々の中には、「寝た子を起こさないでほしい」という思いも強い。慎重にやつてもらいたい。



「人間の尊厳を返せ!」原告の思いを伝えるゼッケン

後記

熊本地裁の判決は、画期的なものでした。1960年以降の隔離政策を憲法違反だと認定したこと。

・従って厚生大臣に損害賠償にあたる違法性・過失があったこと。

・国会が1965年以降に隔離規定を改廃しなかったことは違法で過失があったこと。

・それら違法行為による被害は賠償対象であり、「い予防法廃止」時点まで違法行為があったと解されるので、20年を経過した損害賠償請求は消滅とする除外期間の適用は受けない。

と、原告側の主張を全面的に認めるものになっています。

少し冷めた見方をすれば、今回の控訴断念は小泉内閣だから出来たと言えるかも知れませんが、なにも小泉首相を支持している訳ではなく、政府が世論調査の支持率をとても(気にする体質に変わってきたから、それに敏感に反応してしま)とも見えるのです。

各メディアが原告に好意的、かつ判決を高く評価して連日取り上げる状況にあて、原告団は好機を捉えるに敏だった。そして何より控訴を断念させる気迫が強っていました。条件交渉のようなものをいっさい拒絶する強固な決意に漲っていました。これがマスコミをビックリさせた。目を覚めさせたと、はつきり言えます。取材に来ていたテレビ・キャスターたちが原告団に圧倒されていました。緊張し、打ちのめされているのがその表情からはきり分かりました。彼らを動かしたことで、政治の側も曖昧に出来ないという雰囲気をつくりました。

私は、ほぼ15年ぶりに「むすび新聞」をつくることになりました。当時の編集部は、飯河四郎・梨貴夫妻、柴地則之、福田努、いまみんな鬼籍に入りました。亡き彼らが生きていて元気であれば、黙ってはいないだろうし、あるいはまた別種のアプローチをしただろうと思います。制度上の改善や政治的な決着、補償の問題はそれとして、一方で人間回復という課題や社会での復権のために。

むすび新聞編集部、生き残りのメンバーは日本旅行の内野洋、ミツクの木下邦男と寄田猛、私。さびり続けてきた誇りを、今回思い切り受けたような気がします。(南井弘次・みない・ひろつぐ 東京在住・FIWC関西委員会OB・48歳)

ハンセン病を知るきっかけとなったのは、タクシーに乗車拒否をうけている人を見たこと。知人が多摩全生園(ハートウォッチング)に連れていってくれたこと。その時はハンセン病という言葉さえも知らなかったが、神戸の地震のあと、FIWCのメンバーと出会うことで初めて知り、過去の体験と結びついた病気の治った人がなぜ未だに隔離されているのが不思議でしかなかった。とても衝撃的だった。

しかしそんなことがなければ、ここ最近の報道があるまで、きつと知らなかっただろう。実際、僕と同世代の友人はハンセン病って何?という人がほとんどで、でも今回大きく報道されたことで、多くの人にハンセン病問題が知れ渡ったことは、よかったと思う。

控訴阻止運動を取材したのは、元患者さんたちの生の声を伝えたいと思ったから。それを僕と同世代の人に伝えたいと思ったから。21日の首相官邸でのデモから、23日の控

訴断念の発表まで、原告のみなさんの話をたくさん聞いた。話を聞きながらお互いに涙を浮かべ、胸がつまった。

控訴断念で喜ぶ中、原告にならなかった人はこの動きをどう受け止めているのだろうと疑問が湧いた。電話で話を聞くことにした。中にはもう年を取って静かに暮らしているのだから騒がせないでほしい、早く訴訟を終わらせてほしいという意見もあり、訴訟そのものに否定的な考えを持つ人もいることを知った。

しかし、判決で勝訴を得、やっと人間に戻れた」という声を聞き、偏見差別を受けた苦しみが計り知れないものだと思った。これでハンセン病問題は、一歩進んだが、今後ひとりひとりが責任を受けとめ、共に生きていかなければいけないと思う。

(茂木亮・もぎりょう 東京在住・FIWC関西委員会・24歳)

この激動の1週間を今の時点でのような言葉にすればよいのが、正直に言うて迷います。運動論的、また歴史的な評価は、いずれ定まて行くでしょう。しかし、このハンセン病の運動、ひいては全ての国家賠償請求に関わる国の責任を問う運動にとりて、大きな転換点とも言えるこの時間を、原告の皆さんと共に過ごし、怒り、泣き、喜ぶことで本当に大切な物を得たのは、実はわれわれ国民の方ではなかったんだろつかと思えてなりません。これほどまでに人権の問題、すなわち、人としてどうすべきかを国民的規模で考えたことが果たしてこの数十年の間に何回あったでしょう。表面的には、国会や厚生省、厚生労働省の責任が問われ、政治的決着を見た今回の問題の裏側に、われわれは、患者・元患者の皆さんが受けた悲惨な迫害を放置して

きた本当の責任が誰にあったのかを無意識に察知していたのではなかったか。知り得めことと言いつながら、知らなかったことへの潜在的な罪への畏れがわれわれを突き動かしていたのではないか。そう思えてならないのです。この衝撃を目の当たりにして、われわれは患者・元患者の皆さんに、未来への確かな意思を確認する機会を与えられ、今また試されているのです。忘れてはいけません。すべては始まったばかりなのです。

(笠原彦・りゅうまゆひこ 東京在住・FIWC関東委員会)

「むすび新聞」号外

発行日: 2001年5月28日(月)

発行所: 交流むすびの家
住 所: 奈良市大倭町2-33

電話: 〒631-0042

編集: 南井弘次・みない・ひろつぐ、

茂木亮(もぎりょう)、

編集協力: 笠原彦、西尾雄志、原田健一、

木下真知子

東京編集部:

茂木新聞社:

「ご意見、ご感想は東京編集部または茂木新聞社までお願いします。」

連日の緊迫した状況で、多くの元患者さんに取材させていただき、お疲れの所を快くにご協力いただき、本当に感謝しております。また短時間で編集、執筆いただきましたので、種々言葉足らずや不適当な表現等があると思えます。お許しいただいたく。

フレンズ国際労働キャンプ関東委員会の定例委員会報告の郵送に便乗し、同関西委員会の名簿を使用し、送付させていただきました。ありがとうございます。関東委員会のご協力に感謝いたします。